

## 無職少年対策大津市北部地域連絡会議設置要項

### 1 設置の目的

青少年関係機関・団体が有機的な連携のもとに、無職・非行少年の自立更生を支援するとともに、自立更生支援体制の整備・充実に務め、これら少年の社会参加の増進を図るため無職少年対策大津市北部地域連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。

### 2 所掌事務

連絡会議の所掌事務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 無職・非行少年の自立更生支援体制及び関係機関・団体との連絡、調整に関すること。
- (2) 無職・非行少年の自立更生に関し、就労受入れ企業及び地域住民の理解と協力を得るための啓発活動の実施に関すること。
- (3) その他無職・非行少年の再非行防止と健全育成の推進に関すること。

### 3 構成

連絡会議は次の各項に掲げる機関のうち長が指定する職員をもって構成し、その任期を1年とする。

- (1) 大津公共職業安定所
- (2) 大津市民生委員児童委員協議会連合会
- (3) 大津市青少年育成市民会議
- (4) 大津保護区滋賀地区保護司会
- (5) 大津北警察署少年補導員会
- (6) 大津北警察署
- (7) 堅田少年センター運営協議会
- (8) 高等学校代表
- (9) 中学校代表
- (10) 大津市産業観光部 商工労働政策課
- (11) 大津市教育委員会児童生徒支援課
- (12) 滋賀県地域若者サポートステーション大津常設サテライト
- (13) 大津市子ども・若者総合相談窓口
- (14) その他、必要と認める機関・団体

### 4 役員

連絡会議に議長を置き、堅田少年センター所長をもって充てる。

### 5 会議

連絡会議は議長が招集し、必要により関係者による分科会を招集できる。

### 6 庶務

連絡会議の庶務は堅田少年センターにおいて処理する。

### 7 その他

この要項に定めるものを除くほか連絡会議の運営その他必要な事項は、議長が連絡会にはかって定める。

(付則)

- (1) この要項は、平成4年4月1日から施行する。  
\* 条例によって平成5年8月23日より名称を大津市堅田少年センターとする。
- (2) 平成18年3月20日付けによる大津市と志賀町の合併に伴い、平成18年度より「無職少年対策堅田地区連絡会議」の名称を「無職少年対策大津市北部地域連絡会議」に変更するとともに、構成員を再構成する。
- (3) 平成19年度より、構成員として、「大津市青少年育成市民会議」を追加する。
- (4) 平成23年4月1日より「無職非行少年」を「無職・非行少年」に改める。
- (5) 平成25年4月1日より、3 構成 (11) 「学校安全推進室」に改める。
- (6) 平成26年4月1日から、3 構成 (10) 名称を改め施行する。
- (7) 平成27年4月1日より、3 構成 (11) 名称を「児童生徒支援課」に改める。

- (8) 平成27年4月1日から、3 構成 (12) を追加し施行する。
- (9) 平成29年4月1日から、3 構成 (12) 名称を改め施行する。
- (10) 令和2年4月1日から、3 構成 (13) 「大津市子ども・若者総合相談窓口」を追加し施行する。